

## 検査の 要請の 内容等

- ✓ **要請（令和元年6月10日）された事項は、外国人材の受入れに係る施策に関する次の各事項**
  - ① 大学等への外国人留学生受入れに係る施策の状況
  - ② 技能実習制度の適正化に係る取組の状況
  - ③ 外国人材の受入れに係る国の支援の状況

## 検査の 結果

- ✓ 外国人留学生を受け入れた検査対象大学等31校のうち5校において、令和元年度に「**受入れに関する届出**」が**全く提出されていなかった**。また、この5校を除いた26校において、元年度に**電子届出システム**を利用して「**受入れに関する届出**」を提出していたのは**2校**と少ない状況
- ✓ 平成31年4月から令和元年9月までの間に発生した技能実習生の行方不明事案3,639件のうち、その発生から少なくとも6か月が経過した時点である元年度末時点において、2,884件（外国人技能実習機構による実習実施者への**実地検査（機構実地検査）**の対象件数に占める割合79.2%）については**機構実地検査が実施されていたが、755件（同20.7%）については機構実地検査が実施されておらず、そのうち557件（機構実地検査の未実施件数に占める割合73.7%）については客観的資料が入手されていなかった**
- ✓ 厚生労働省における研修事業の就職支援の実施状況については、平成27年度から令和元年度までの間において、受託業者からハローワークに提出された**求職情報シート**に基づく求職や、受託業者が行うこととされている受講者に対する**面接希望の意向確認**の状況について、**事業実施結果報告書等により同本省に報告することとなっていなかった**などのため、同本省は**求職情報誌等による就職支援の実施状況を十分に確認しておらず、就職支援について改善を図ることの検討が十分にできない**状況

## 所見

- ✓ 外国人留学生の在留の管理等に一層活用するために、**全ての大学等が「受入れに関する届出」を適時適切に提出することを引き続き要請**するとともに、利用が低調となっている**電子届出システム**について、利用者が**電子届出システム**を利用するに当たっての**要望等を十分に把握し、分析した上で、電子届出システムの利便性の向上を図る**などして適正な在留の管理という目的を果たしつつ利用を促進することなどを検討すること
- ✓ 技能実習生の行方不明事案が発生した実習実施者に対する**機構実地検査を速やかに実施できない場合には、速やかに客観的資料を入手**すること
- ✓ 研修事業における就職支援の実施状況を適切に把握して翌年度以降の研修事業に活用できるよう、受託業者とハローワーク等における**就職支援の実施状況について事業実施結果報告書等により報告させて把握**すること

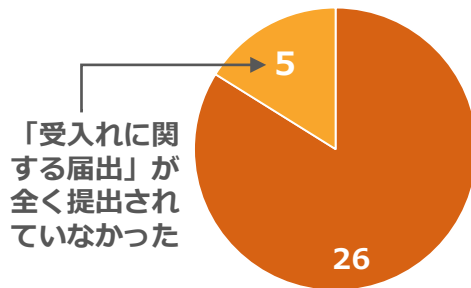
## 1 大学等への外国人留学生受入れに係る施策の状況

### 法務省における外国人留学生の在留の管理に関する施策

- ・ 出入国在留管理庁は、大学、日本語教育機関等の教育機関に対して、「**受入れに関する届出**」※1の提出（罰則規定のない努力義務）を求めており、提出を受けた同庁は、大学等の退学者等を把握することなどにより、外国人留学生の在留の管理に活用
- ・ 同庁は、上記の届出等をオンラインで行うことができる、**電子届出システム**※2を整備

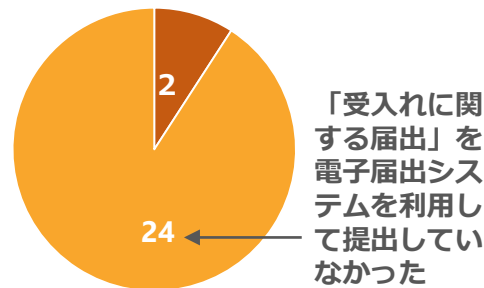
(外国人留学生の受入れの届出)

検査対象大学等31校



(電子届出システムの利用状況)

31校から5校を除いた26校



検査の結果

検査対象大学等31校のうち5校において、令和元年度に「**受入れに関する届出**」が全く提出されていなかった。この5校を除いた26校において、元年度に**電子届出システム**を利用して「**受入れに関する届出**」を提出していたのは**2校**と少ない状況となっていた

所見

外国人留学生の在留の管理等に一層活用するために、**全ての大学等が「受入れに関する届出」を適時適切に提出することを引き続き要請**するとともに、利用が低調となっている電子届出システムについて、利用者が電子届出システムを利用するに当たっての要望等を十分に把握し、分析した上で、**電子届出システムの利便性の向上を図る**などして適正な在留の管理という目的を果たしつつ利用を促進することなどを検討すること

※1 「受入れに関する届出」…在留資格「留学」を有する中長期在留者の受入れを開始した年月日、受入れを終了した年月日等を記載した「中長期在留者の受入れの開始及び終了に関する届出」を指す。出入国在留管理庁は、入管法により中長期在留者を受け入れている所属機関が届け出るよう努めなければならないこととされている「所属機関による届出」として、大学、日本語教育機関等の教育機関に対して、外国人留学生の受入れの開始又は終了が発生した都度それぞれ14日以内の提出を求めている

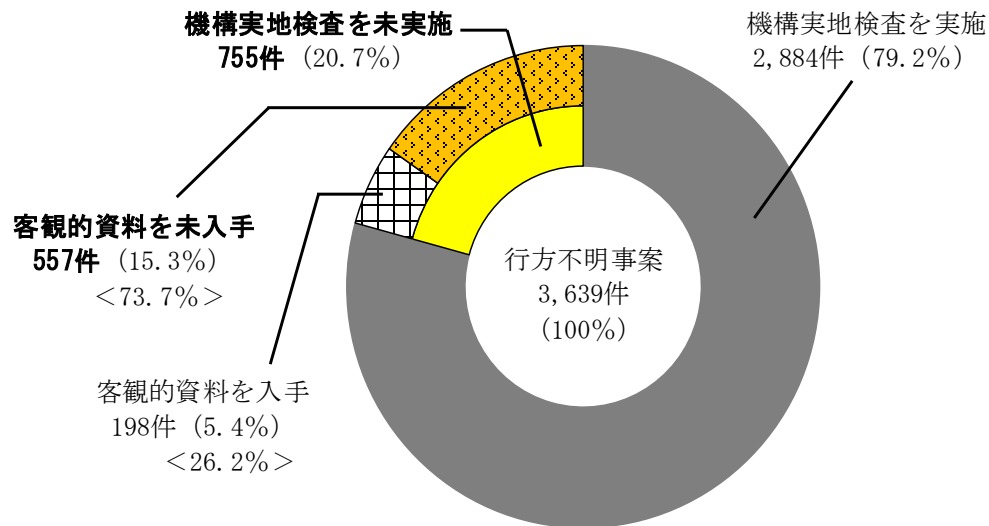
※2 電子届出システム…出入国在留管理庁電子届出システム（平成31年3月以前は「入国管理局電子届出システム」）を指す。「受入れに関する届出」については、書面の提出によるほか、当該システムにより、25年6月からインターネットを利用して提出することが可能

## 2 技能実習制度の適正化に係る取組の状況

### 外国人技能実習機構における行方不明事案等に対する実習実施者への実地検査(機構実地検査)等の実施状況

- 外国人技能実習機構本部は、令和元年6月に地方事務所等に対して以下の内容を指示  
 平成31年4月1日以降に発生した技能実習生の行方不明又は死亡を事由として届出書が提出された全ての事案を対象に、
- ・死亡事案については死亡事案が発生した実習実施者に対する機構実地検査を速やかに実施する
  - ・行方不明事案については**行方不明事案が発生した実習実施者に対する機構実地検査を優先的に実施する**
  - ・体制その他の事情により**速やかに機構実地検査を実施することが困難である場合**には賃金台帳等の客観的資料を早期に確認し、保全するために、これらの実習実施者等に対して**客観的資料の提出を求めて**、その後の機構実地検査の基礎資料として活用する

### 平成31年4月から令和元年9月までの間に発生した行方不明事案に対する機構実地検査等の実施状況（令和元年度末時点）



#### 検査の結果

平成31年4月から令和元年9月までの間に発生した行方不明事案3,639件のうち、その発生から少なくとも6か月が経過した時点である元年度末時点において、2,884件(機構実地検査の対象件数に占める割合79.2%)については機構実地検査が実施されていた。  
**755件(同20.7%)**については機構実地検査が実施されておらず、そのうち**557件(機構実地検査の未実施件数に占める割合73.7%)**については客観的資料が入手されていなかった

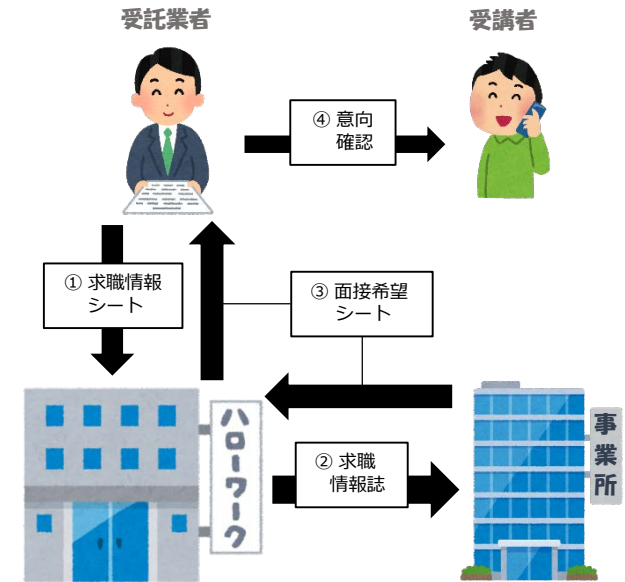
#### 所見

技能実習生の行方不明事案が発生した実習実施者に対する**機構実地検査を速やかに実施できない場合には、速やかに客観的資料を入手すること**

## 3 外国人材の受入れに係る国の支援の状況

### 厚生労働省における主な事業の実施状況等

- 厚生労働省は、関係閣僚会議が公表した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等の施策の1つとして、定住外国人を対象として、専門的なノウハウを有する機関に委託して研修を行う「外国人就労・定着支援研修事業」（研修事業）を実施
- 受託業者は、研修事業の受講者に対する就職支援のため、仕様書等に基づき、受講者が提出した求職情報シート(受講者の求職情報が掲載された求職情報誌の基となるもの)をハローワークに提出したり、事業所からハローワークを経由して提出を受けた面接希望シート等に基づき受講者に対して面接希望の意向確認を行ったりするなど、ハローワーク等と連携



### 検査の結果

平成27年度から令和元年度までの間において、受託業者からハローワークに提出された求職情報シートに基づく求職や、受託業者が行うこととされている受講者に対する面接希望の意向確認の状況について、事業実施結果報告書等により厚生労働本省に報告することとなっていなかったなどのため、同本省は**求職情報誌等による就職支援の実施状況を十分に確認しておらず、就職支援について改善を図ることの検討が十分にできない状況**となっていた

### 所見

研修事業における就職支援の実施状況を適切に把握して翌年度以降の研修事業に活用できるよう、受託業者とハローワーク等における**就職支援の実施状況について事業実施結果報告書等により報告させて把握すること**